



鳥取県公報

平成14年12月27日(金)
号外第183号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を 改正する規則 (33) (給与課)	1
---	---

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月27日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第33号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」とい

う。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
<p>(医療業務手当)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師（精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長並びに保健所の支所長、課長及び医長を除く。）とする。</p> <p>2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p>		<p>(医療業務手当)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、次項の表の右欄に定める職種にある医師（精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長、健康福祉センターの部長、日野総合事務所の局長及び課長並びに保健所の課長及び医長を除く。）とする。</p> <p>2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p>	
級の区分	職種	級の区分	職種
略		略	
4 級	精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長並びに保健所の支所長	4 級	精神保健福祉センター、保健所及び衛生環境研究所の所長、健康福祉センターの部長並びに日野総合事務所の局長
5 級	皆生小児療育センターの医師並びに保健所の課長及び医長	5 級	皆生小児療育センターの医師、日野総合事務所の課長並びに保健所の課長及び医長

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）

勤務箇所	職 員	調整数
略		
保 健 所	結核患者に直接接することを常例とする診療放射線技師	2
略		

勤務箇所	職 員	調整数
略		
保 健 所	(1) <u>細菌その他の病原体を含有する検体を直接取り扱うことを常例とする課長補佐、係長及び衛生技師</u>	2
	(2) <u>結核患者に直接接することを常例とする診療放射線技師</u>	
略		

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 日野総合事務所の局長</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 健康福祉センターの所長、部長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師</p>	<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 日野総合事務所の局長及び課長</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 健康福祉センターの所長及び部長</p>

<p>(4) 略</p> <p>(5) <u>日野保健所の</u>所長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>健康福祉センター又は日野保健所の</u>課長(技術吏員に限る。)、技幹、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、主任(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士</p> <p>(6) <u>保健所の技幹、主任(技術吏員に限る。)</u>及び診療放射線技師</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>健康福祉センター又は日野保健所の</u>技幹、助産師、看護師及び准看護師</p> <p>(7) 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) <u>保健所の</u>所長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>保健所の</u>課長(技術吏員に限る。)、技幹、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、主任(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>保健所の</u>技幹、助産師、看護師及び准看護師</p> <p>(7) 略</p>
---	--

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第3の7(第2条の2関係) 医療職給料表(1)級別標準職務表	別表第3の7(第2条の2関係) 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 及び 2 略 3 <u>健康福祉センター又は日野保健所の課長、医長又は副医長の職務</u> 4 及び 5 略
3 級	1 <u>日野総合事務所の局長の職務</u> 2 略 3 <u>健康福祉センターの所長、部長又は困難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務</u> 4 略 5 <u>日野保健所の所長又は困難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務</u> 6 及び 7 略
4 級	1 ~ 3 略 4 <u>健康福祉センターの困難な業務を処理する部長の職務</u> 5 及び 6 略

別表第3の8 (第2条の2関係)

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 <u>健康福祉センター、日野保健所又は食肉衛生検査所の係長の職務</u> 2 ~ 4 略
4 級	1 <u>健康福祉センター、日野保健所又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分掌する係の長の職務</u> 2 ~ 4 略

職務の級	標準的な職務
略	
2 級	1 及び 2 略 3 <u>保健所の課長、医長又は副医長の職務</u> 4 及び 5 略
3 級	1 <u>日野総合事務所の局長又は課長の職務</u> 2 略 3 <u>健康福祉センターの所長及び部長の職務</u> 4 略 5 <u>保健所の所長又は困難な業務を処理する課長、医長若しくは副医長の職務</u> 6 及び 7 略
4 級	1 ~ 3 略 4 <u>保健所の困難な業務を処理する所長の職務</u> 5 及び 6 略

別表第3の8 (第2条の2関係)

医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
3 級	1 <u>保健所又は食肉衛生検査所の係長の職務</u> 2 ~ 4 略
4 級	1 <u>保健所又は食肉衛生検査所の相当困難な業務を分掌する係の長の職務</u> 2 ~ 4 略

5 級	1 健康福祉センター又は日野保健所の課長、課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 2 ~ 5 略	5 級	1 保健所の課長、課長補佐又は困難な業務を分掌する係の長の職務 2 ~ 5 略
6 級	1 健康福祉センター又は日野保健所の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 2 及び 3 略	6 級	1 保健所の相当困難な業務を所掌する課の長の職務 2 及び 3 略
7 級	1 健康福祉センター又は日野保健所の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 略	7 級	1 保健所の困難な業務を所掌する課の長の職務 2 略

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後				改正前			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
組	織	職	区分	組	織	職	区分
	略				略		
		略				略	
		部長(人事委員会が承認したものに 限る。)	1 種				

知事の事務部局	地方機関	健康福祉センター	所長 部長 (人事委員会が承認したものに 限る。)	2 種	知事の事務部局	地方機関	健康福祉センター	所長	2 種	
			室長 (総務企画室の室長に限る。) 部長 課長 (八頭地域保健部の課長にあつては、人事委員会が承認したものに 限る。)	3 種				室長 部長 課長 (人事委員会が承認したものに 限る。)	3 種	
		略						福祉事務所	所長 (人事委員会が承認したものに 限る。)	2 種
		日野保健所	所長 課長 (人事委員会が承認したものに 限る。)	3 種			福祉事務所	所長 課長	3 種	
		略						略		
略				保健所	所長 (人事委員会が承認したものに 限る。)	1 種又は 2 種				
略				保健所	所長 課長 (保健所支所の課長にあつては、 人事委員会が承認したものに限る。)	3 種				
略				略						

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第6条 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
機 関	職 員	機 関	職 員
略		略	
知 事 局	略	知 事 局	略
	健康福祉センター	所長 部長 総務企画室長 課長 (保健衛生課長を除く。)	健康福祉センター
福 祉 部	略	福 祉 部	略
	日 野 保 健 所	所長 課長	福 祉 部
局	略	保 健 所	所長 保健予防課長 生活環境課長 日野保健所の保健衛生課長
	略	略	略
備考 略		備考 略	

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第7条 職員の職務の級の分類に関する規則 (昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分 (以下この条において「改正表」という。) に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分 (以下この条において「改正後表」という。) が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後

別表第1 行政職給料表級別職務分類表 (第2条関係)

組織		職務の級											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	
知事の 事務部 局	略	略											
	地方 機 関				係長	係長	課長補佐 室長補佐	課長補佐 室長補佐	部 長	所 長			
	健康福祉 センター						課長 室長	課長 室長	課長 室長	部 長	所 長		
	略	略											
	日野保健 所				係長	係長	課長補佐	課長補佐	課長				
略	略												

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表 (第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
知事の事務部局	地方機関	日野総合事務所			局 長	
		略	略			
		健康福祉センター		課 長	所 長	所 長
					部 長	部 長
					課 長	
		日野保健所		課 長	所 長	
			課 長			
略	略					

改 正 前

別表第1 行政職給料表級別職務分類表 (第2条関係)

組織		職務の級											
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	
知事の 事務部 局	略	略											
	地方 機 関				係長	係長	室長補佐 課長	室長補佐 課長	室 長	所 長			
	健康福祉 センター						係長	係長	課長 係長	課長 係長	所 長	所 長	
	福祉事務 所				係長	係長	課長補佐	課長補佐	課長				
	略	略											
日野保健 所				係長	係長	課長補佐 室長	課長補佐 室長	課長					
略	略												

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表 (第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
知事の事務部局	地方機関	日野総合事務所			局 長	
		略	略			
		健康福祉センター			所 長	所 長
					部 長	
		保 健 所		課 長	所 長	所 長
					課 長	
略	略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務 部局	健康福祉センター			係 長	係 長	課 長 課長補佐 係 長	課 長	課 長
	日野保健所			係 長	係 長	課 長 課長補佐 係 長	課 長	課 長
	略							

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務 部局	保 健 所			係 長	係 長	課 長 課長補佐 係 長	課 長	課 長
	略							

備考 略

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。